

LNG基地の第三者利用制度の概要（1 / 2）

- 改正後のガス事業法においては、LNG基地を維持・運用する者を「ガス製造事業者」として位置付け、ガス製造事業者は、①LNG基地の第三者利用に係る料金等の条件を定める「ガス受託製造約款」を制定しなければならないことに加え、②正当な理由がなければ、そのLNG基地の利用に係る第三者からの依頼を拒んではならないこと等が求められている。
- ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金について、「同一条件同一料金」とすることとされている。

①ガス製造事業者が第三者にそのLNG基地を利用させる場合における料金の考え方について

「適正なガス取引についての指針」にて、問題となる行為として記載。

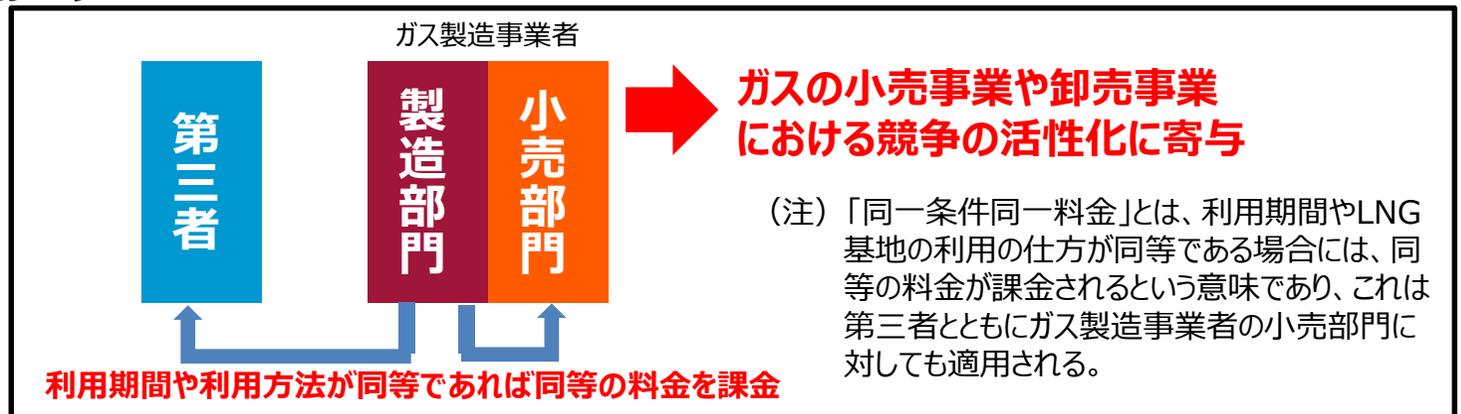
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

③ 第三者利用における差別的取扱い

（前略）ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定することは、ガス事業法上問題となり、経済産業大臣による当該行為の停止・変更命令（同法第92条第2項）の対象となり得る。

出所) 適正なガス取引についての指針 19ページ

第32回ガスシステム 改革小委員会での整理



LNG基地の第三者利用制度の概要（2 / 2）

② LNG基地の第三者利用を拒否することができる正当な理由について

「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」に、具体例として以下の3つを提示。

- ① 第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における棧橋、タンク、気化器などの余力の範囲（注1）を超えて第三者利用を行おうとすることにより、ガス製造事業者が行う事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合（注2）
- ② 第三者が持ち込もうとするLNGの品質がガス製造事業者のLNGの品質と著しく異なることにより、当該LNG基地の運営に支障を生じさせるおそれがある場合
- ③ 災害その他非常の事態が発生したために保安を確保する必要があり、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じている場合など、ガス受託製造を行うことができない場合

出所) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について I ガス事業関係 第一 審査基準 第52条

(注1) 「余力の範囲」とは、棧橋、タンク、気化器などの設備の総能力から、当該LNG基地に係るガス製造事業者がその需要家の需要変動に対応したり、ネットワークの安定供給を維持するために必要となる最大設備能力等を控除したものである。なお、余力があるか否かの判断については、設備ごとに行われることが一般的であり、ガス受託製造は、これら一連の設備に余力がある場合に行われることとなる。

(注2) LNG基地の第三者利用を行う際には、第三者とガス製造事業者との間で具体的な料金や契約期間等を定めた契約が締結されることとなるが、当該LNG基地に余力があるか否かの確認については当該契約を更新する度に行われることとなる。ただし、契約期間中にガス製造事業者が「余力の範囲」を変更させ、第三者による当該LNG基地の利用を中止することは認められない。

*注釈は第32回ガスシステム改革小委員会事務局資料 8ページ(2016年5月24日)にて提示

LNG基地利用の促進について

- 電力・ガス取引監視等委員会は、ガス製造事業者から定期的に申込状況等の報告を受けることで、LNG基地の第三者利用の状況を把握している。
- また、LNG基地利用の促進に向けて、既に第27回制度設計専門会合（平成30年2月23日）にて議論を開始しており、今後、①製造設備余力（設備余力の判定方法、余力情報の開示）、②基地利用料金（料金算定方法、料金情報の開示）、③利用申込に必要な情報について検討していく予定である。

取引監視等委員会の取組

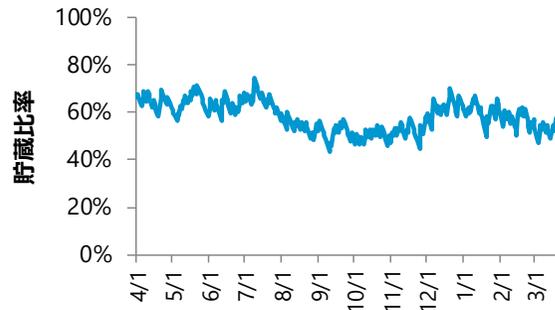
- ガス製造事業者（ガスの製造に供するタンク容量20万kL以上のLNG基地を維持、運用する事業者）から、四半期に一度定期報告徴収にて、基地利用の申込状況等の報告を受けている。
- なお、昨年12月末時点において第三者によるガス製造事業者への利用申請は2件
- 制度設計専門会合にて、基地利用の促進に向けた取り組みを推進中

製造設備余力の判定方法

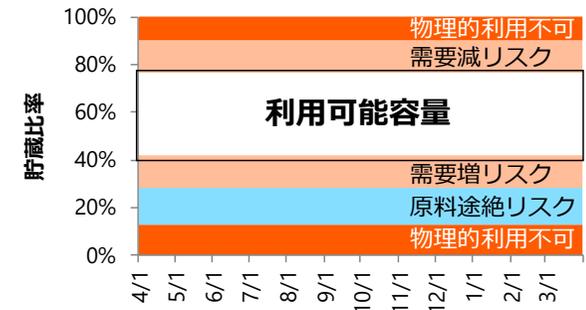
（出典）第27回制度設計専門会合 資料3 LNG基地第三者利用の促進について 13,14ページより抜粋

判定方法 (現状)	(1)需給計画に基づき算出したタンク貯蔵量の見通しと(2)タンク設備容量から必要なリスクを除いた利用可能容量を基にタンクの貯蔵余力を判定する。
基地利用者の意見	リスク容量に関する具体的な考え方、数量を製造事業者は示していないため、リスク容量がどの程度存在し、利用可能容量がどの程度あるのか基地利用者は把握することができない。

(1) タンク貯蔵量の見通し



(2) 利用可能容量



タンク設備容量から必要なリスクを差し引いて利用可能となる容量を算出

「ガスの小売営業に関する指針」について

- 小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえて需要家保護のために「ガスの小売営業に関する指針」を制定。
※平成29年1月に電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に建議、同年同月に経済産業大臣が制定。

<議論内容>

1. 需要家への適切な情報提供

- (1) 一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付

2. 営業・契約形態の適正化

- (1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態
- (2) ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) ガス小売事業者のワンタッチ供給
- (4) ガス小売事業者による業務委託

3. 契約内容の適正化

- (1) 不明確なガス料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

4. 苦情・問い合わせへの対応の適正化

- (1) 苦情・問い合わせへの対応
- (2) 災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応

5. 契約の解除手続等の適正化

- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) ガス小売事業者からの契約解除時の手続
- (3) ガス小売事業者による供給停止時の手続
- (4) ガス導管事業者による託送供給契約解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

(参考)「ガスの小売営業に関する指針」の主なポイント①

(1) 需要家への適切な情報提供

①問題となる行為

- ✓ 「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ✓ 需要家と契約を締結する際、解除時の違約金等の内容や内管等の工事費負担の有無・算定方法、セット販売時の料金割引等の適用条件等の供給条件について説明・書面交付を行わないこと。

②望ましい行為

- 一般消費者向けの標準メニューや平均的なガス使用量における月額料金例を公表すること。
- ガス料金に工事費等が含まれている場合に、請求書等にその内訳を明記すること。
- 需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合などには、需要家が無契約状態となり供給が停止されるおそれがあることについて、ガス小売事業者が需要家に対し一定の説明をすること。

(2) 営業・契約形態の適正化

○問題となる行為

- ✓ ワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、契約解除の際、卸売事業者との間の卸供給契約の解除を不当に怠ること。

(参考)「ガスの小売営業に関する指針」の主なポイント②

(3) 契約内容の適正化

○問題となる行為

- ✓ 不当に高額な違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ✓ 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

(4) 苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- 導管の破損など、導管要因でガスの供給に支障が生じていることが明らかの場合にガス導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- 原因不明なガスの供給支障発生時に、ガスメーターの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

- ✓ 原因不明なガスの供給支障に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

(5) 契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

- ✓ 契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ✓ 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給約款・経過措置約款を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

ガスの小売営業に関する指針等に係る第1回取組状況調査（概要）

- 「ガスの小売営業に関する指針」及び「適正なガス取引についての指針」で「望ましい行為」とされる標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況などの実態を把握するため、ガス小売事業者に対して取組状況調査を実施。
- 調査対象のガス小売事業者238社の内、236社から回答の提出を受けた（回収率99.2%）。

調査対象

本年4月1日時点で小売登録を行っているガス小売事業者（ただし、旧簡易ガス形態のガス小売事業者を除く）

取組状況調査の主な内容

- ① 一般家庭への供給の状況
- ② 標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況
- ③ 代理店等に関する情報の公表状況
- ④ 託送供給料金相当支払金額の明記状況

※調査期間：平成29年5月22日～6月19日

※②以降の調査については、一般家庭への供給意向がある事業者のみ回答を求めた。